

# 税務相談室

## 消費税関係の届出

北海道医師会顧問税理士 留目 正

**問い：**過日、税務署から『消費税の課税事業者チェック表』なるものと、『消費税課税事業者届出書』と『消費税簡易課税制度選択届出書』が送られてきました。

小生のところは、診療所ですので消費税とは関係は無いと思っていましたが、同封されたチェック表は返答しなければなりませんか。

**お答え：**医療機関（病医院）については、消費税が非課税である社会保険診療等の医療が多いことから、収入の多い割には免税事業者が多いようでした。

しかし、本年4月1日施行の消費税法により、免税点や簡易課税の適用上限が引き下げられたことに伴い、病医院においても、新たに課税事業者になる方が増加するものと考えられます。

個人の病医院は平成17年分からになりますが、税務署では、先生のところが課税事業者になるかどうか分かりませんので、簡単なチェック表を送り、自由診療収入等を計算していただき、課税事業者か免税事業者かを判定していただくためのものと思われます。チェック表は簡単な記載内容ですからご記入の上、回答して下さい。回答がないと忘れていたかも知れないと再度送られてくるかも知れません。チェック表作成の結果、届出書の提出が必要であれば期限内に届出書を提出しなければなりません。

### 1. 課税事業者の届出

納税義務が免除される前々年（基準期間といいます。）における消費税の対象となる収入（課税

売上高といいます。）の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げられました。

個人で病医院を営んでいる方が、平成15年分の課税売上高が1,000万円を超えると、平成17年は課税事業者となり、消費税の申告書を提出しなければなりません（この申告を必要とする方々を『課税事業者』といいます。）この場合は、速やかに『消費税課税事業者届出書』の提出が必要となります。

### 2. 簡易課税選択の届出

平成15年分の消費税の対象となる課税売上高が5,000万円以下の場合、『消費税簡易課税制度選択届出書』を提出することにより、平成17年分消費税の申告において、消費税の簡便計算（『簡易課税制度』といいます。）を選択することができます。簡易課税制度の選択を希望される方は、提出期限までに届出書の提出をお忘れなく。

### 3. 届出書の提出期限

#### ① 消費税課税事業者届出書

この届出書は、提出すべき事由が生じた場合には、速やかに提出することになっています。

#### ② 消費税簡易課税制度選択届出書

この届出書の効力は、提出した日の属する課税期間の翌課税期間から生じます。したがって簡易課税制度の適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければならないことになっています。

なお、簡易課税制度を選択した場合は、事業を廃とした場合を除き、2年間継続した後でなければ簡易課税制度の選択を取りやめることはできませんので、依頼税理士さんとよく打ち合わせの上提出するかどうか判断して下さい。

### 4. 消費税の仕組み

消費税の基本的な仕組みは、受取った消費税から支払った消費税を差引いた残額を申告納付するものです。図にすると下のようになります。

売上高等に 課税された 消費税	-	仕入れや経費等 の支払に課税さ れた消費税	=	納付す る消費 税額
-----------------------	---	-----------------------------	---	------------------

なお、法人の場合は平成16年4月1日以降から改正消費税法が施行されます。